

阿蘇地域世界農業遺産 認知度向上・農畜産物販売促進等業務委託 標準仕様

1 目的

世界農業遺産に認定された阿蘇地域ならではの食や魅力を発信するため、九州内の世界農業遺産認定地域（以下「九州認定地域」という）等と連携してPRを実施し、相乗効果を発揮することで、阿蘇地域世界農業遺産の認知度向上、農畜産物の販路拡大及び交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2 委託業務内容

下記の各企画等に係る一切の業務とする。

- (1) 九州認定地域と連携した阿蘇地域世界農業遺産 PR イベントの実施
- (2) 「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」（以下、「グルメフェア」）の開催
- (3) その他自由提案事項

【特記事項】

- (1) 九州認定地域と連携した阿蘇地域世界農業遺産 PR イベントの開催

野草を活用して育てられた阿蘇地域の農畜産物や加工品の販路拡大を支援するため、阿蘇地域の食材等を活用したPRイベントを開催する。

ア 開催時期

令和8年（2026年）11月～12月の週休日・祝日のうち、いずれか1日程度。

なお、具体的な開催時期は提案すること。

イ 開催場所

目的に沿った開催場所を提案すること（商業施設内のイベントスペース等を想定）。

ウ 業務内容

(ア) 企画立案・実施運営

- ・目的に沿ったイベントの企画立案、運営及び必要な調整を行うこと。
なお、可能な限り会場等を設け、参加事業者とイベント参加者が直接交流できる企画が望ましい。
- ・円滑に実施できる体制を作ること。

(イ) 会場等の確保

- ・集客が見込める会場を確保すること。
- ・九州認定地域が出展等できるスペースを確保すること。
- ・必要な機器類を確保すること。

(ウ) 参加事業者等の連絡調整

- ・九州認定地域を含む参加事業者等との連絡調整を行うこと。
- ・参加事業者等向けの実施要領など、イベント開催にあたり必要なマニュアルの作成や説明等を行うこと。

(エ) 広報・集客業務

- ・イベント来訪者を確保するため、効果的な広報を行うこと。

(2) 「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」(以下、「グルメフェア」)の開催

阿蘇の風土が有する価値や魅力を「食」の面から広く発信することで、消費者に阿蘇地域世界農業遺産に関する理解を促すとともに、交流人口をの拡大を目的に、阿蘇地域内においてPRイベントを開催する。

ア グルメフェアについて

(ア) 名称

「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」

ただし、県が認める場合は、上記名称を変更することができる。

(イ) 開催時期

契約締結後～令和8年(2026年)12月末までに2か月程度開催
なお、具体的な開催時期は提案すること。

(ウ) 開催規模

物産館や飲食店等を中心に40店舗程度で開催すること。
具体的な開催場所は提案すること。

イ 業務内容

(ア) 企画立案・実施運営

- ・目的に沿ったイベントの企画立案、運営及び必要な調整を行うこと。
- ・円滑に実施できる体制を作ること。

(イ) 参加店舗の募集、管理

- ・これまで開催されたグルメフェア参加店舗をはじめ、阿蘇の農畜産物を使った料理提供に意欲のある店舗等、幅広く募集すること。

(ウ) 広報・集客業務

- ・イベント参加者を確保するため、効果的な広報を行うこと。

(3) その他自由提案

本業務の目的を達成するために必要な独自提案を行うこと。

(4) 留意事項等

(ア) 企画について

- ・企画実施にあたっては、既に予定されているイベント等への出展でも構わない。

(イ) 会場等について

- ・会場側と販売品の搬入方法、販売可能品目、試食の可否、火器使用の可否等について十分に打合せし、参加事業者等との連絡調整にあたること。

(ウ) 参加費等について

- ・実施に係る出展料は、参加事業者から徴収しない。
- ・イベント参加者からは参加費を徴収しない。
- ・販売による売上金はその金額を参加事業者に帰属させるものとし、受託者の収益にはできない。ただし、会場の規定により、会場事業者に手数料等を支払う必要がある場合は、当該手数料を差し引いた金額を参加事業者に帰属させるものとする。

(エ) その他

- ・阿蘇地域世界農業遺産に係る各種資料は、必要に応じてむらづくり課から提供する。
- ・必要な著作権等の処理は、受託者において行うこと。
- ・専門的な内容については、各種機関に事前に確認をとること。
- ・その他、実施にあたっては、法令等を遵守し必要な手続きを行うこと。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

4 業務の管理・執行体制

- (1) 業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- (2) 県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。
- (3) スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。
- (4) 進捗状況について、随時むらづくり課に報告すること。

5 作業計画

受託者は、契約締結後速やかに作業計画書を作成し、県に提出すること。
なお、作業計画書には、次の事項を記載すること。

- (1) 業務の内容及び方法
- (2) 実施スケジュール
- (3) 組織体制図（スタッフ等の実施体制）

6 成果品

次の項目を含む実績報告書（紙媒体1部、電子媒体1部）を提出すること。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果
- (3) 制作物（版下データを含む）
- (4) その他参考資料

7 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

8 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。なお、業務の主たる部分を他に委託することはできな

いたため留意すること。

- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、別記1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきではない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「To」ではなく、「BCC」に設定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存すること。
- (8) 受託者が本仕様書その他県の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除することがある。
- (9) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (10) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (11) 本業務の遂行に当たっては、県が別に実施する阿蘇地域世界農業遺産関係業務との調整等を要する場合がある。
- (12) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。

電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、乙は甲の指導に従うとともに、業務の従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

(電子情報の保全)

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するため、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- (2) 業務において取得したデータを、全て甲に提出すること。
- (3) 業務を履行する目的以外に、データを保有し、複写し、又は使用しないこと。

(秘密の保持)

第3条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する社員その他の者に対し前項に規定する義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾なしにこの請負によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務の工程の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督について一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反しないよう、当該第三者との間で書面により約定するものとする。

(報告・調査)

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、

随時に報告を求め、調査を行うことができる。

- 2 前条第1項の規定により、乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(損害賠償)

- 第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合は、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第 5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第 6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者(乙に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあつては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を別添様式3により提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保す

るため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について
阿蘇地域世界農業遺産 認知度向上・農畜産物販売促進等業務委託契約「個人情報取扱
特記事項 第 4 及び第 7」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所に
ついて、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

所属・役職	氏名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等の変更について
阿蘇地域世界農業遺産 認知度向上・農畜産物販売促進等業務委託契約「個人情報取扱
特記事項 第 4 及び第 7」に基づき、年 月 日付で報告した個人情報の取扱いに係る
責任者等並びに作業場所について、下記のとおり変更するため、あらかじめ報告します。

記

1 個人情報保護責任者
(変更前)

所属・役職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

(変更後)

所属・役職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者
(変更前)

所属・役職	氏 名

(変更後)

所属・役職	氏 名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所
(変更前)

--

(変更後)

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

※上記 1～3 のうち変更のない事項については、空欄のまま提出して差し支えない。

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○
(名称及び代表者の氏名)

個人情報が記録された電子情報の消去等について

阿蘇地域世界農業遺産 認知度向上・農畜産物販売促進等業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報が記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。